

印紙税一括納付承認申請手続の改正について

平成30年4月
国 税 庁

平成30年4月に印紙税法の一部が改正され、印紙税一括納付承認申請手続について次のような改正が行われました。

改正の概要

預貯金通帳等(注1)については、その預貯金通帳等を作成しようとする場所の所轄税務署長の承認を受けることにより、その預貯金通帳等に係る印紙税を、印紙を貼り付けることに代えて、金銭で一括して納付することができることとされています(一括納付の特例)。

この一括納付の特例の適用を受けるためには、これまで、その年の4月1日から翌年3月31日までの期間内に作成する預貯金通帳等について、毎年、2月16日から3月15日までの期間中に承認申請書を提出し、承認を受ける必要がありました。

今般の改正により、承認を受けようとする課税期間(4月1日から翌年3月31日までの期間)の開始前に承認を受ければ(承認申請書は3月15日までに提出)、その承認の日以後の各課税期間内に作成する預貯金通帳等について、一括納付の特例が適用されることになりました(注2、3)。

- (注) 1 「預貯金通帳等」とは、普通預金通帳、通知預金通帳、定期預金通帳、当座預金通帳、貯蓄預金通帳、勤務先預金通帳、複合預金通帳及び複合寄託通帳をいいます。
- 2 承認内容に変更があった場合には、改めて承認を受ける必要があります。
(例) 預貯金通帳等の作成場所が変更となった場合
普通預金通帳のみ承認を受けていて、当座預金通帳について新たに承認を受けようとする場合等
- 3 一括納付の特例の適用を受ける必要がなくなったときは、「印紙税一括納付承認不適用届出書」を提出する必要があります。

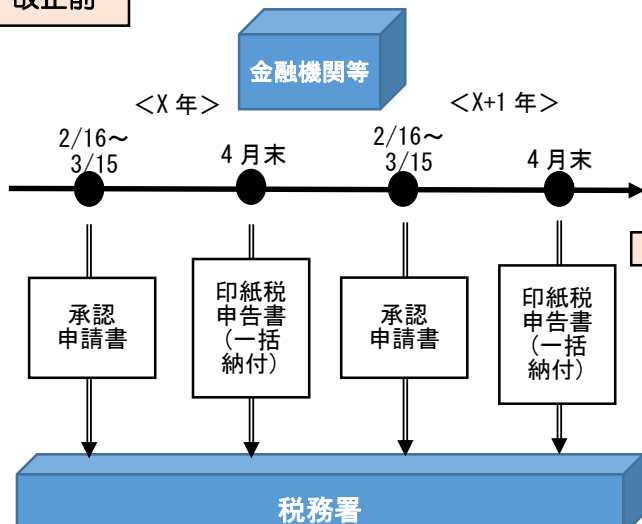
適用関係

この改正は、**平成30年4月1日以後**に作成する預貯金通帳等に係る承認について適用されます。

なお、**平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間**に作成する預貯金通帳等について、**改正前の手続により一括納付の特例の承認を受けている場合は、その承認の日以後の各課税期間内に作成する預貯金通帳等について承認を受けたものとみなされます。**

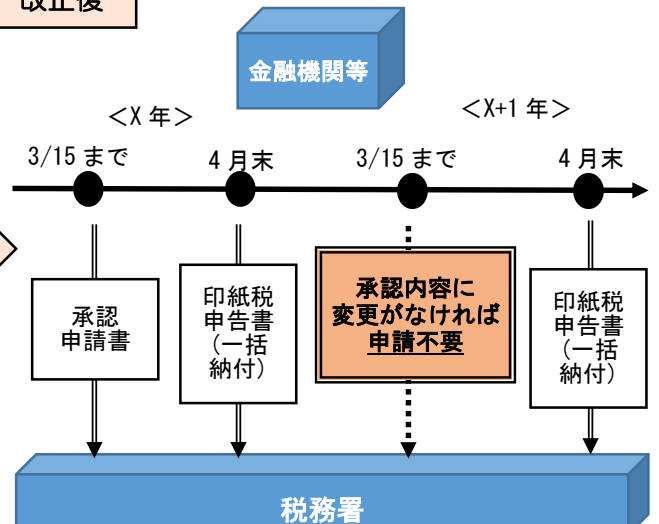
(注) 承認内容に変更があった場合には、改めて承認を受ける必要があります。

改正前



承認申請書 その年の2月16日から3月15日までの提出

改正後



承認申請書 承認を受けようとする最初の課税期間の開始の日の属する年の3月15日までの提出

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時等を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)には、手続に使用する様式等を掲載しています。